

CONTENTS

page

- | | |
|---|--|
| <p>1 企業名公表
労働基準関係法令違反の公表事案</p> <p>2 特集 来年1月より順次改正
改正健康保険法、何が変わる？</p> <p>4 TOPICS
● 転職に関する意識調査
 転職はポジティブなイメージに
● 制度を見直すべき？ 裁量労働制の実態調査
● 8年連続トップ
 「いじめ・嫌がらせ」の相談、約9万件</p> | <p>5 法改正予定一覧</p> <p>6 すっきりわかる。雇用保険
この場合、育児休業給付金は延長される？</p> <p>7 人事労務の法律ミニ教室
テレワークに事業場外みなし労働時間制を適用できる？</p> <p>8 緊急事態に備えてますか？
BCP 訓練の方法</p> <p>8 労務ひとこと
高度プロフェッショナル制度 集計を初めて公表</p> |
|---|--|

企業名公表

労働基準関係法令違反の公表事案

厚生労働省は6月30日、「労働基準関係法令違反に係る公表事案」をホームページ上で公表しました。所在地と事業所名、違反内容などが公表されています。

この企業名公表制度は、過労死ゼロを目指す取り組みの1つとして実施されているもので、労働基準関係法令違反の疑いで送検された事案などが対象となっています。

* * * * *

違反内容を見てみると、無資格の者にフォークリフトを運転させたなど、建設業や製造業における労働安全衛生法違反に関する事案が多くなっていますが、他の業種でも起こりうる、右の

ような違反も公表されています。

半永久的に残る可能性も

まずは是正勧告や指導票の交付がおこなわれ、それでも是正しない場合に送検されることが多いようです。ただし、いわゆる労災隠しなど悪質なものについては是正するかどうかに関係なく送検されることもあります。

公表内容は一定期間で厚生労働省のホームページ上からは削除されますが、いったん公表されれば他のサイトに転載され、半永久的にインターネット上に残る可能性もあります。取引先からの信用を失ったり、採用が困難になるなど経営に大きな打撃となるかもしれません。

公表された違反内容の一部

労働基準法違反

- ・ 36協定の延長時間を超過して違法な時間外労働をおこなわせた
- ・ 労働契約締結時に、労働契約期間、賃金の決定、計算・支払方法等に関する事項を書面により明示しなかった
- ・ 労働基準監督署長の報告命令に対して、虚偽の報告をした

労働安全衛生法違反

- ・ 4日以上 of 休業を要する災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告を提出しなかった

